

児童ポルノ禁止法における実在性要件について

平野 晶久

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、いわゆる「児童ポルノ禁止法」に関して、「児童ポルノ」の定義として「描写されている児童が実在する(した)児童である」という基準が存在する。これは「実在性要件」とも呼ばれる。本論文は児童ポルノ禁止法の立法・改正過程を概略した上でいくつかの判例を通し、実在性要件がどのように扱われているのかを検討し、今後どう変化し得るか、どうあるべきなのかについて考察することを目的とするものである。

児童ポルノ禁止法は海外の動向と、国内の増加する児童ポルノ禁止法による検挙数などの影響を受け、変化してきた。実在性要件の正否は非実在児童を描写したポルノをどう扱うかに直結しており、実在性要件は何度となく削除への打診を行われながらも、削除への反発によって維持され続けている。同法が児童ポルノを規制対象としているのは児童ポルノが児童を性の対象とする風潮を助長するのみならず、描写の対象となった児童の人権を害することによるためであり、対象の存在しない非実在児童を描写したポルノを同様に規制することは適切でないとされてきた。不特定又は多数の者に提供する目的で、児童の姿態が撮影された写真の画像データを素材として、画像編集ソフトを用いてCG集を作成した上、これをハードディスクに記録、蔵置させ、上記CGをインターネットを通じて不特定又は多数の者に販売したという事案においても、多くのCGのうち元となった写真の児童性、実在性、CGとの同一性が満たされた3点のCGのみが被告人が罰される根拠となっている。

実在性要件を再考する上で、性虐待を受けているかどうかに着目した「児童性虐待記録物」等とする手法や、一切の児童の写真を児童ポルノとして規制する手法、一部の実在の児童に近い合成写真やCGについて追加で規制する手法などが考えられるが、それぞれにメリットとデメリットがあり、「児童ポルノ」の新しい定義に関して一致する見解は生み出せずにいる。また、非実在児童のポルノを規制するための根拠となり得る、非実在児童のポルノと、実在児童への性的虐待・性的搾取との関係性は未だ証明されていない。実在児童のポルノと区別つかない精巧なCG等による非実在児童のポルノはその区別困難性から実在児童のポルノを検挙する上で障害となることが予想されるが、区別困難性自体を処罰根拠として認めることには異論があり、規制することで生まれるメリットが同時に発生するデメリットに勝るとも限らない。安易な立法に走ることなく、現行法の運用での対応も視野に入れ、冷静に判断していくことを期待したい。

(指導教員 高良 幸哉)